

令和4年 教育委員会第15回定例会 会議録

日時 令和4年9月13日（火）

午後3時00分～午後4時30分

場所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
- (2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について
- (3) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

第 2 報告

【文化振興課】

- (1) 文化財ホームページのリニューアルについて

【子ども支援課】

- (1) 私立保育園等への運営補助について

【指導課】

- (1) 学校生活アンケートの結果について
- (2) 令和5年度使用千代田区立学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（9月20日号）掲載事項

【子ども施設課】

- (1) 四番町保育園・児童館仮施設について

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（13名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳

教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真
主任指導主事	田中 博
文化財担当課長	恩田 浩行

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米教育長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>ただいまから令和4年教育委員会第15回定例会を開会します。</p> <p>本日、教育委員は全員出席です。</p> <p>今回の署名委員は俣野委員にお願いします。</p>
俣野委員	はい。
堀米教育長	議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。
子ども総務課長	<p>はい。子ども総務課長です。</p> <p>本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、文化財担当課長、子ども支援課長、子ども施設課長、指導課長、主任指導主事、そして私の子ども総務課長です。</p> <p>オンライン出席している幹部職員は、私のほうで職名を呼び上げますので、返事のほうをお願いいたします。</p> <p>呼び上げます。</p> <p>教育政策担当課長。</p>
教育政策担当課長	はい。教育政策担当課長、原水です。よろしくお願いします。
子ども総務課長	児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長	はい。児童・家庭支援センター所長、吉田です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	学務課長。
学務課長	はい。学務課長、大塚でございます。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	九段中等教育学校経営企画室長。
九段中等教育学校経営企画室長	はい。九段中等、大塚です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	なお、子育て推進課長は公務都合により、途中より出席する予定でございます。よろしくお願いいたします。
堀米教育長	はい。ありがとうございます。 議事に入る前に、9月5日に開催した第3回千代田区議会定例会で議決された議案第27号、教育事務に関する議案の意見聴取について、改めて子ども総務課長から、ご説明、ご報告をさせていただきます。 子ども総務課長、お願いします。
子ども総務課長	子ども総務課長です。 先日はお忙しい中ご対応いただき、ありがとうございました。議案第27号、教育事務に関する意見聴取につきまして、改めてご報告させていただきます。 令和4年9月2日付で区長から、令和4年第3回千代田区議会定例会に提案する教育事務に関する8議案について、教育委員会宛てに意見聴取がございました。これを受けまして、教育委員の皆様には、本件議題の1と2について書面で意見表明を頂いたところです。教育委員の皆様のご意見は全て異議なしでございました。このため、区長に対しては、教育委員会名で、9月5日付、異議なしの回答をさせていただいたところです。 ご報告は以上です。
堀米教育長	はい。ありがとうございました。

◎日程第1 協議

指導課

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
- (2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について
- (3) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

堀米教育長	それでは、日程第1、協議事項に入ります。 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。
指導課長	はい。指導課長です。 それでは、私からは、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について、説明させていただきます。 お手元の資料、項番の1、改正趣旨ですが、職員の仕事と家庭の両立支援

の観点から、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するとともに、早出遅出勤務の申請期限を緩和するための改正と、その他、所要の改正を行うものとなってございます。

項番の2、改正内容ですが、4点ございます。

1点目は、①の育児参加休暇の対象期間の拡大についてです。これは、男性職員が配偶者の産前産後の期間に育児に参加するための休暇である育児参加休暇について、その対象期間を、現行では産後8週間を経過する日までとなっているものを、子が1歳に達する日までに拡大するものでございます。

2点目は、②早出遅出勤務の請求期限の緩和についてです。これは、育児や介護等を理由とする早出遅出勤務について、現行は早出遅出勤務開始日の1か月前までに請求するとなっているものを、早出遅出勤務を開始する前にあらかじめ請求すれば足りることとするものでございます。

3点目、③の臨時的任用職員の年次有給休暇付与日数の改正についてです。これは、臨時的任用の職を除く千代田区のいずれかの職にあった者が、引き続き臨時的任用職員として任用された場合の年次有給休暇について、当該任用の日の前日に使用することができた日数のうち同日が属する年度の付与された日数を、通常付与されるべき日数に加えて取得できることとするものでございます。

4点目は、④夏季休暇の承認期間（取得可能期間）の再延長についてです。これは、令和4年度の夏季休暇の承認期間について、その終期を10月31日までに延長していたものを、更に11月30日までに再延長するものでございます。

項番3、新旧対照表は別紙のとおりとなっております。

4、施行期日は令和4年10月1日となります。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ご質問等がありましたら、お願いいたします。

長崎委員。

長崎委員

はい。2番の改正内容の②番、早出遅出勤務のというところの「あらかじめ請求すれば」という「あらかじめ」というのが、前日とかでも構わないのか、その辺はいかがでしょう。

堀米教育長

指導課長。

指導課長

はい。指導課長です。

所属長が可とするのであれば、1日前でもオーケーということになっております。

長崎委員

当日朝とかでもオーケーなのでしょうか。

指導課長

その内容によって、所属長が可とすればというところはございますが。

長崎委員

はい。

堀米教育長

ほかにございますでしょうか。では、よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。では、次も幼稚園についてですね。幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正と幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正、一括のほうが説明しやすいと思いますので、指導課長、まとめて説明をお願いいたします。

指導課長 はい。ありがとうございます。指導課長です。

それでは、次に私からは、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について、2本まとめて説明させていただきます。

資料、項番1、改正趣旨でございますが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするために、特定の要件を満たした育児休業の期間を期末及び勤勉手当の欠勤期間から除くものとする旨の改正を行うものでございます。

項番の2、改正内容ですが、①としては、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第5条第1項第6号の欠勤等の日数の改正。②といたしましては、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第5条第1項第6号の欠勤日数の改正となります。

期末手当及び勤勉手当のいずれも、子の出生後57日以内に承認された育児休業の期間が一月以下である場合には、その全ての期間を期末手当の欠勤等の日数から除外し、また、子の出生後57日以後に承認された育児休業の期間が一月以下である場合は、その全ての期間の期末手当の欠勤等の日数から除外するものとなります。

例といたしまして、イメージ図を載せておりますが、例えば8月1日に出生したケースで、8月の1か月間育児休業を取得した場合、現行制度では勤務日の2分の1が欠勤期間となるため、1か月22日の勤務日のうち11日間は欠勤の日数となります。これが、改正後になりますと、子の出生から57日以内かつ一月以内の育児休業期間は欠勤日数に含めないため、欠勤日数は0日となります。また、資料裏面に移ります。子の出生後57日以後であっても、育児休業期間が一月以内の場合には、欠勤日数から除外され、欠勤日数は0日となります。

資料、項番の3、新旧対照表については、別紙1で期末手当、勤勉手当のそれぞれをお示ししてございます。

項番の4、施行期日につきましては、令和4年10月1日からとなります。説明は以上です。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

ご質問等がありましたら、お願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 全く技術的な問題なのですけれども、この例で57日というのが設定されていますけれども、出産から57日以内というと、57日は入るのですね。その後、今度は、後半、57日以降という場合も57日が入る。だから、普通であれば、「57日以内」が正しければ、その後は「58日以降」になります。逆の場合だ

ったら「56日以内」になって「57日以降」にならなければいけないのではないかとという疑問が一つ。

それから、読み方の問題だと思うのですが、これだと、この説明の内容だけ読んでしまうと、出産から57日以前に1か月休んで、57日以降に1か月休んで、合計2か月休めるのかという問題が疑問として出てくるのですが、そういう趣旨ではなくて、両方合わせて1か月以内ならばという趣旨なのだろうと思うのですが、その点がどうなのかと。

その2つをお願いします。

堀米教育長  
指導課長

はい。指導課長、では、お願いします。

指導課長です。

57日以内、以降については、すみません、ちょっと確認をさせていただければと思います。ちょっとお時間を頂いてよろしいでしょうか。

金丸委員

ちなみに、対照表で見ると、ほかの法律を引っ張っているものですから、日にちがずれてこない。

指導課長  
金丸委員  
堀米教育長

すみません。また後ほどでもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

はい。

2点については、また後ほど。

ほかに質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

協議事項は以上でございます。

## ◎日程第2 報告

### 文化振興課

#### (1) 文化財ホームページのリニューアルについて

### 子ども支援課

#### (1) 私立保育園等への運営補助について

### 指導課

#### (1) 学校生活アンケートの結果について

#### (2) 令和5年度使用千代田区立学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について

堀米教育長

それでは、日程第2、報告事項に入ります。

文化財ホームページのリニューアルにつきまして、文化財担当課長、ご説明をお願いいたします。

文化財担当課長

それでは、文化財担当課長の恩田でございます。よろしく申し上げます。

文化財のホームページのリニューアルについてでございます。

目的です。千代田区立日比谷図書文化館として平成23年11月に開館して以来、文化財事務室では独自にホームページを運用してきましたが、現在のホームページはセキュリティやアクセシビリティに課題があることや、デザインの統一性が維持されていないことから、利用者にわかりにくいサイトとな

っていました。また、現行のホームページは区のホームページとリンクでつながっているものの、インターネットからアクセスがしにくいという課題もありました。こうした状況を踏まえて、新たにコンテンツ・マネジメント・システムというシステムを導入しまして、より親しみやすい、アクセスしやすいホームページにリニューアルいたします。

リニューアルの日程です。10月3日月曜日、新しいホームページが公開されます。アドレスの変更後、「www」がついた形になります。こちらを、米印のところにございますけれども、従前のアクセスを「お気に入り」で登録されている方は、そこから新しいサイトに自動的に移れるということで、新たにもう一回やり直さなくても大丈夫という形になっています。

それから3番目です。文化財ホームページの現状とリニューアル後の改善点ということで、セキュリティ対策が脆弱だというふうに言われておりましたけれども、暗号化いたしまして、悪意ある第三者によるデータの改ざんから守るといった形になります。それから、スマホ用のサイトについても、自動で画面を最適化するという形で、後ほど画面をご覧ください。こんな感じになります。

それから、アクセシビリティの配慮として、親しみやすいデザインで、誰もが情報にたどり着きやすく、見やすくなる。あと、これは事務的なことですが、サイトの更新作業については、コンテンツの作成・更新・管理が簡易になっているということで、職員が今まで手作りでやっていたものですから、できる人とそうでない人と、そこに作業量も課題があったりしたのですけれども、出来栄もある程度のレベルまではどんな職員でもできるようになるという形になります。

あと、その他として、広報紙10月5日号にホームページのリニューアルについてはお知らせをするという形になります。

新しい画面を今ご覧いただいておりますけれども、現在の形からリニューアル後は多言語対応をします。それからオリジナルキャラクターをつくりまして。それから、埋蔵文化財の問合せや年間スケジュールなど、よくある質問については、ダイレクトに探せるような項目を入れたいと。あと少しイラスト的なものも入れてあるということで、スマホからも対応ができる形になっています。

こうした形でリニューアルいたしますので、子どもたちの調べ学習などにも入りやすくなるような形にリニューアルしたものと考えています。

中身につきましては、今、5年間で収蔵品の整理をしていて、今年3年目になりますけれども、その収蔵品の整理の中で、収蔵品をデジタル化して半年に1回新しいものを入れていくという形で、また今年度末から来年度の頭にかけて新しいものが入り、また半年後に新しいものが入っているということで、5年間かけて完成させていくというふうな形になってございます。

ご報告は以上です。

ありがとうございます。

堀米 教育長

分かりやすく、楽しいかなど。

何かこの件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。

金丸委員 今の2のリニューアルの日程のところにある米印の文章なのですが、ちょっとよく分からなくて、要するに従前のアドレスを「お気に入り」に入れている人は、そこをタップすればすぐに入れるという趣旨なのですか。それとも、そこから新サイトを表示させた場合には、何か新サイトを表示させるという手続が必要だということなのでしょうか。

堀米教育長 はい。文化課長、お願いします。

文化財担当課長 先ほど申し上げたとおりで、この従前に登録されているものをクリックすると、新しいところに自動的に飛ぶ。

金丸委員 飛ぶわけですね。

文化財担当課長 はい。という形になります。

金丸委員 それが分かりやすいように、10月5日号にうまく。こここのところは結構大きな問題だと思うのですよね。もう一度登録しなければいけないのか、しなくていいのかと、結構使い勝手の問題は大きいと思いますので、分かりやすく示していただけるとありがたい。

文化財担当課長 はい、分かりました。もちろん確認をさせていただきます。

堀米教育長 クリックすると自動的に移りますということなのですね。

文化財担当課長 はい。

堀米教育長 それが、見た人に分かりやすくということだと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

堀米教育長 では、どうもありがとうございました。

堀米教育長 続きまして、私立保育園等への運営補助につきまして、子ども支援課長、説明をお願いいたします。

子ども支援課長 はい。子ども支援課長でございます。私立保育所等への運営補助につきまして、ご報告をさせていただきます。

1つ目、定員人数補償加算の考え方につきましてご報告させていただきます。現在、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などによりまして、保育所等の入所児童数が減少していることを踏まえ、事業者の安定した運営を支援するため、認可保育所等、これは認定保育等が認定こども園でございます。こちらにおきまして、児童数が定員に満たない場合でも保育環境を維持できるように、一定の補助を実施しているところでございます。こちらの期限が9月末ということで、一旦切らせていただいているところでございますけれども、昨今の感染者数の高止まりである状況はありますけれども、年度内につきましては現在の状況を鑑みて補助を継続するというものでございます。

なお、令和5年度につきましても、現在のところ、感染拡大の影響などにより継続する予定で予算編成をしているところではございますけれども、補助内容や期間などにつきましては、今後の入所状況や新型コロナウイルス感



染拡大の対策の状況などを勘案して定めるとのことと、させていただいております。

定員人数補償加算の概要につきましては、こちらに記載のとおりでございます。補助の算出方法につきましては、各歳児の利用定員の9割から在籍児童数を減じた人数について補助しております。0歳児の補償につきましては、全ての認可保育所（こちらは17園ございますが）及び認定こども園を補助対象としております。1・2歳児の補償につきましては、開設3年以内の園のみを補助対象としているところでございます。

続きまして、2番目です。こういった今後の私立保育園等への運営の補助につきまして、適切で的確な運営補助が求められている現状がございます。いろいろと整合性が取れないような状況も今出てきている中で、保育需要の動向が見えにくいという状況などもございまして、補助制度全体の見直しの検討を行っていきたいと考えてございます。

検討の見直しの目的でございますけれども、運営補助における課題、こちらを解消するためと、保育事業者の最新の支援ニーズ、こういったことを聞き取りやアンケート調査などで把握して、本区及びほかの区の補助、こういったことも比較・検討した中で、その結果を踏まえて見直しを行いたいというものを挙げています。

補助検討支援業務の内容につきましては、こちら記載の4つとなります。現状の補助内容の分析、保育事業者へのアンケートやヒアリング、保護者における保育需要のニーズ調査、都内近隣区の補助メニューの調査、こういったことをしてまいります。

ご報告は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

この件につきまして、ご質問がありましたら。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

この前ちょっと情報提供で流したのと同じことなのですが、要するに港区では1園を廃園にして、その園に属していた子どもたちを近くの保育園に割り振ったというようなことと関連するのですが、千代田区でも、そもそも保育園を増やしていく前提としては、人口動態の調査があって、そしてこうなっていくだろうという見込みの下にやったのではないですか。

子ども支援課長

はい。

金丸委員

今、コロナの関係で減っているということはあるけれど、それは本当にコロナのためなのか、それとも人口動態そのものをもう一度チェックしなければいけないのかという問題が、ここに、裏側に隠されているのではないかと。この今後の見直しの中には、人口動態、多分、人口動態は今異なっているのかというようなチェックも含まれているというふうに理解してよろしいでしょうか。

堀米教育長

どうぞ、子ども支援課長。

子ども支援課長

子ども支援課長でございます。

人口動態につきましては、現在、推計をしたときには、どうしてもやはり人口が伸びるというような数値が出てきてしまっています。これはちょっと推計のやり方を変えても、やはりどんどん上がっていくということで、現状と少し乖離が出始めています。なので、ちょっと我々のほうでもなかなか人口統計の中で出しにくいところがございます、そういった状況で、現在、見直しのほうを現状さらに分析して図るところで、人口推計の見直し自体はまだ今後の課題として、こちらは持越しさせていただければと考えてございます。

子ども部長  ちょっと補足させていただきます。その人口推計はもちろんベースとしてやっていて、その動態は常に把握しています。今、何が下がっているかという、人口が増えたのだけれど保育園に入所する人数の割合が少なくなっているところがあるのです。この原因がコロナなのか、働き方の改革が進んできたのかというところは、もう少し様子を見ないとなかなか分からないところがありまして、先日、ここに定められた子ども・子育て会議というのを開催して、学識経験者含めた関係者で議論をしまして、確かに定員割れは起こっているのだけれど、今すぐにやめるのではなく、もう少し様子を見たほうが良いという、取りあえず新規に整備していく保育所は一旦立ち止まって、既存のものの質を高めることが大事で、今後の動向を見据えたら、今、金丸委員がおっしゃったとおり、少し違う機能に転用するとかということを考えていく必要があるという段階になっています。

堀米教育長  ありがとうございます。  
ほかにご質問はありますでしょうか。  
長崎委員。

長崎委員  定員人数の補償の加算の概要のところ、0歳児と1・2歳児の補償のところが出ているのですけれど、3歳、4歳、5歳というのは対象外なのですか。

子ども支援課長  子ども支援課長です。  
対象外でございます。

長崎委員  はい。分かりました。ありがとうございます。

堀米教育長  ほかにございますでしょうか。ご質問はよろしいですか。  
(なし)

堀米教育長  はい。では、続きまして、学校生活アンケートの結果につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長  はい、指導課長です。  
それでは、私からは、今年度1学期に実施いたしました学校生活アンケートの結果について、報告をいたします。

今年度も昨年度に引き続きまして、区立小学校、中学校、中等教育学校の全学年で、学校生活アンケート、いわゆるハイパーQ Uを実施いたしました。この学校生活アンケートは、いごちのよいクラスにするためのアンケートを基にいたしました学級満足度尺度、それから、やる気のあるクラスを

つくるためのアンケートを基にした学校生活意欲尺度、日常の行動を振り返るアンケートを基にしたソーシャルスキル尺度の3つから構成をされており、児童・生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態を把握することができ、今後の学級経営の方針につなげることができるものとなっております。

資料の項番Ⅰ、学級満足度尺度の結果ですが、いわゆる学級満足群（A群）、これは学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている集団となります。それから、侵害行為認知群（B群）、これはいじめや悪ふざけを受けているかトラブルがある可能性が高い集団となります。学級生活不満足群（C群）、いじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い集団の構成となります。それから、非承認群（D群）、いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内であまり認められていない集団というふうに、4つのタイプに分類されることができます。

小学校1年生から中学校、中等教育学校の3年生まで、学年ごとの結果につきましては、別紙の資料に記載してございます。口頭で少し説明をさせていただきますので、後ほど資料はご覧いただければというふうに思います。

あとは資料のⅡの表をご覧いただければというふうに思います。また、概要版の資料の2枚目のところには、アンケートの結果の分析、文章でも載せておりますので、こちらもご覧いただければというふうに思います。

この資料のアンケート結果の分析について、説明をさせていただきます。概略的に申し上げますと、学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている、いわゆるA群は、全ての学年で全国平均を上回っており、区内の児童・生徒の多くは学校生活に満足しているということが考えられます。一方、悪ふざけ、いじめを受けてはいないが、学級内であまり認められていないD群は、小学校1年生では全国平均を上回っており、学級内で認められていないと感じている児童が見られることが課題であると認識をしております。

各学校では、この結果を受けまして、学校経営支援アドバイザーを講師として招聘し、学級経営に対する具体的な指導、助言を頂いているところでございます。また、希望する学校、ほとんどの学校は希望しておりますけれども、第2回目のアンケートを2学期に実施する予定となっております。

今後も本アンケートの結果を活用いたしまして、よりよい学級経営に向けた取組を進められるよう、各学校に働きかけていきます。

私からの説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

金丸委員。

金丸委員

私の理解が間違っていたのかもしれないのですが、ハイパーQUというのは、区が各クラスで経営をどういうふうにしていかなければいけない

という、多分1つの大きな教育手段だというふうに認識していたのですけれども、このように全区を統一して数に入れてしまって意味があるのかとか、そこがちょっとよく分からないのですけれども。例えば中学校で同じ問題があって、平均点は何点とやったときに、九段中等がかなり引っ張り上げるというか、そういうものがあるではないですか。平均点は何点と言われたから、ああ、千代田区はよかったのだというふうには必ずしも。同じようにこのハイパーQ Uについても、こういうふうに区全体の総括として出したときに、これがどういうふうな見方で読んだらいいか、ちょっと私にはもう一つ分からないのです。

堀米教育長  
指 導 課 長

では、指導課長。  
指導課長です。

ご指摘ありがとうございます。今、資料としてお示しをさせていただいているのは、千代田区としてのまとめということになりますけれども、各学校では、学年、学級ごとにこういった分析をしておりますので、学級において例えばこの子がどういう群に属しているかという、子に対する指導もできます、支援もできますし、学級全体をどうしていこうかというような指標にもなるというふうに考えております。

堀米教育長  
指 導 課 長  
堀米教育長  
指 導 課 長

数値をまとめては出していますが、実際には各学級の数値で指導する、助言する人がいるのだよね。

学級経営支援アドバイザー。

担任がそのアドバイスを受けて、活用しているということ。

よりよい学級づくりのため、子の支援のために活用しているというふうにお考えいただければと。

堀米教育長

はい。よろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

続きまして、令和5年度使用千代田区立学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指 導 課 長

はい。指導課長です。

引き続きまして、私からは、令和5年度使用千代田区立学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について、説明をいたします。

本件につきましては、8月23日に開催されました第14回教育委員会定例会においてご採択いただいております。しかしながら、その後の調査において、ご採択いただきました教科用図書のうち、一部教科用図書が既に絶版となっており、供給が不可という事実が判明いたしました。したがって、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条2項により、供給不可とされる教科用図書について、採択の一部変更の進めを進めてまいります。

この採択の一部変更に関する根拠法令といたしましては、先ほど申し上げたとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14

条2項にある、9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならないという記述を基にしております。

今回、既に絶版となっており、供給不可との事実が判明した教科用図書につきましては、資料にございます、種目が図工、発行者がさ・え・ら書房の「小学校の楽しい工作教室2」となります。

また、採択の一部変更につきましても、資料2をこれからお示しいたします。画面、こちらの資料2にお示しいたしました千代田区立学校特別支援学級教科用図書採択に関わる基本方針に従いまして、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとして、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長の申請によるものとなっております。

採択の一部変更に係る事務日程といたしましては、これからお示しいたします別紙1、こちらのスケジュールで進めてまいりたいと思います。まず特別支援学級設置校長に調査及び申請の依頼をし、またその後に申請理由及び結果の報告をしていただき、9月27日の教育委員会定例会においてご協議いただき、10月11日の教育委員会定例会においてご議決いただく予定となっております。

また、採択いただき次第、その結果につきましては東京都教育委員会に報告をしてまいります。一度ご議決いただいたものについて一部変更の必要が生じたことにつきましては、事務局といたしましても大変申し訳なく存じますけれども、何とぞご理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

本件につきましては以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございました。

指導課長

そもそも供給できないものが都からの資料にあったということですか。

はい。指導課長です。

学校といたしましては、都が示しているリストの中から選定しているものではございませんけれども、既に供給できないものがそのリストに載っていたというような経緯でございます。

堀米教育長

はい。これにつきまして、何かご質問がありましたらお受けいたします。

金丸委員。

金丸委員

同じことなのですが、1回絶版とって、できたのかどうか。絶版になったのかどうか。何か絶版の情報なんていうのは、すぐに確保、都の教育委員会としてチェックできるような気がするのですが、ぎりぎりになって絶版になったということですか。というのは、同じもので、1は絶版になっていないわけですね。2だけが絶版になっている。普通は両方絶版になるほうが、何か素直なことのような気がするのだけれど、その辺の情報というのは普通は都の教育委員会のほうに行かないものなのではないでしょうか。

指導課長

はい。指導課長です。

絶版の経緯につきましては、出版社の都合によるものというふうに思いますけれども、発覚した経緯といたしましては、その学校が確認をしたところ判明したということになってございますので、出版社については、こちらのほうでも確認をしたところ、来年度以降の増版の予定がないということで、供給が不可能というようなこととなっております。

堀米教育長 学校が確認しなかったら分からなかったということですよ。  
指導課長 そうです。おっしゃるとおりです。  
堀米教育長 都の資料は、もうちょっとちゃんとつくってくれないと困る。  
金丸委員 困りますよね、本当に。  
堀米教育長 ということですよ。  
ほかにございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 ということで、今後の日程によって、これについてまたご協議いただくということになりますので、よろしく願います。よろしいでしょうか。

(了承)

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(9月20日号)掲載事項

#### 子ども施設課

- (1) 四番町保育園・児童館仮施設について

堀米教育長 それでは、日程第3、その他事項に入ります。  
教育委員会行事予定表、広報千代田(9月20日号)につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。  
教育委員会行事予定表のほうをご覧ください。9月13日から10月26日の予定になります。9月に入りまして、運動会とか文化祭とかの予定も入っております。今のところ、教育委員出席というふうに記載のあるものについては、教育委員の方々にご出席いただければというふうに記してございます。また、先日、第3回の定例会が告示されまして、本日、区長招集挨拶がありました。この先、代表・一般質問等、予算・決算特別委員会が設置されて進んでいくわけです。その日程の都合で、10月11日、ここの教育委員会につきまして、10月11日の15時からの教育委員会定例会につきましては、議会のほうと日程が重なるというところで、10月13日の木曜日を予定してございますので、正式な資料につきましては後日発送させていただきますので、よろしく願います。

また、行事予定表のほうは後ほどご確認をお願いします。

続いて、広報千代田(9月20日号)についてご説明をいたします。

広報千代田（9月20日号）については、子ども部、地域振興部、合計で27件の掲載を予定しているところでございます。その中で、子ども部関係が、10月30日、ポニー乗馬会というのが、青少年委員会が主催で、お茶の水小学校の仮校舎で行われる予定であるとか、あと子ども支援課からは、共立女子大学の「親子で描き・つくるワークショップ」、児童・家庭支援センターについては、子育て支援員研修の受講者募集、また、親と子の絆プログラムのベビママの会の開催のご案内、それから子ども施設課からは、メレーズ軽井沢利用案内、年末年始の予約申し込みの概要についての予定でございます。現在のところ、各種イベント等が予定されており、広報が発刊された暁には内容のほうをご確認いただきたいと存じます。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。日程も含めて、お話がありました。

何かご質問がありましたら、お願いいたします。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

10月25日の教育委員会の定例会について、前の話では、軽井沢の視察をここに入れるという話だったと。それがなくなって、教育委員会はありという。

子ども総務課長

こちらにつきましても、後日、正式なご案内を差し上げる予定でございますが、軽井沢に視察に行った上で、そちらで定例会を開催する予定を今のところしているものでございます。オンラインほうで開催して、こちらの傍聴席に映像を流す予定をしております。

堀米教育長

軽井沢で教育委員会を実施し、また、視察に行く予定は変わっておりません。

金丸委員

はい。

堀米教育長

ご予定はこれだけ。

どうぞ。

金丸委員

もう1つ。学校等の運動会なのですけれども、今日があるので、何も連絡を取っていないのですけれども、私のところには、ほかの先生のほうにも行っているのではないかとということで、和泉小学校のほうからは、案内というのではなくてプログラムが送られてきているのです。それで、プログラムが送られてきているから、これは来ていいという筋なのかどうなのかというところを確認したくて、今日ここでその話があるのかと、実は思ったのです。

堀米教育長

運動会等の出席については、指導課長でいいですか。

指導課長

はい。指導課長です。

17日を皮切りに各小学校、園で、運動会が開催されます。学校・園ではぎりぎりまで状況を見極めながらということにはなろうかと思っておりますけれども、できるだけ子どもたちが異年齢、異学年の種目が見られるようにというところで、昨年度よりも枠を広げる方向で考えております。また、保護者の方も、昨年度オンラインであったものを、家庭2名とか、我が子のときのみとか、そういった形で実際に見られるような形というような工夫もしてござ

います。そういったところで、子どもたちや保護者の方の枠については拡大をしてございますけれども、ご来賓等の方については今年度もできれば控えていただきたいというようなことで考えているという話を聞いております。

堀米教育長  
指導課長

教育委員さんの立場での参加というのは、どういうふうな形で考えて。ご来賓ということですので、ご遠慮いただければということで。ぜひ見ていただきたいところではあるのですが。

堀米教育長  
教育担当部長

教育担当部長。  
はい。いわゆる我々も含めて、来賓という形ではなく、教育委員さんの職務の一部として、もし運動会を参観して、また学校のこれからの指導、助言につなげるという意味では、行っていただいて構わないと思います。一般的な来賓という方々については、今回も参加は見合わせることにする学校が多いと思いますけれど、教育委員の事務局の職員だとか教育委員さんというのは、もう職務の一環として行っていただくのは構わないと。

指導課長  
金丸委員

すみません。大変失礼いたしました。  
いや、私も従前から、来賓はちょっと何か自分の立場と合わないと思っているのですけれど。

教育担当部長

はい。そこら辺はきちんと整理して、教育委員さんの職務ということで今回位置づけたいと思います。

堀米教育長  
金丸委員

そうすると、日程一覧などは少し必要なのかなと思うんですが、いかが。  
日程そのものはここに書いてありますからいいので、問題は時間ですけれど、多分、大体毎年、時間帯も、多少のずれはあっても、せいぜい30分の差ぐらいですので、分かります。ただ、案内状が来ていないところに押しかけていいのかという心配はしております。

指導課長

そうしましたら、開始時間等が分かりましたら、またご案内させていただければと思います。

堀米教育長

よろしくお願ひします。来賓ということではなくて、教育委員さんとして、学校の教育活動を見に行くという立場で行っていただけると。

金丸委員

状況をやはり確認するのは、我々にとってはやはり必要だと。

指導課長

お忙しいかとは思いますが、ぜひよろしくお願ひできればと思います。

俣野委員

うまく調整を取っておいてください。

指導課長

はい。

俣野委員

コロナ禍で外部の人を入れるのが嫌だとか、の意見はあるが。

教育担当部長

事務局の我々もその辺については話を、事務局でしたのですけれど、やはり教育委員さんに仕事の一環で子どもたちの教育活動を見てもらうというのは、それは大事なことなので、一般の区議会議員の方々とか、そういった方とは位置づけが違うということでご理解いただければと。そこはちゃんと整理して。

俣野委員

町会の方たちも行きたくて、うずうずしているのだから。

教育担当部長

そうなのです。

俣野委員

だから、その辺だけちょっと。



教育担当部長  
堀米教育長

はい。

ということで、行く立場は、来賓ではないということですので、お願いできればというふうに、どうぞよろしく申し上げます。また詳細、以降、園、学校、分かりましたらお伝えします。

それでは、ほかになれば、続きまして、四番町保育園・児童館仮施設の延長につきまして、子ども施設課長、説明をお願いいたします。

子ども施設課長

はい。子ども施設課長です。私のほうからは、口頭ではありますけれども、四番町保育園・児童館の仮施設についてご報告させていただきます。

現在、（仮称）四番町公共施設を整備しているところなのですが、こちらに関しましては様々な案件の状況もございまして、なかなかご報告を差し上げる機会がなく、申し訳ございません。

現在、今申し上げましたように、保育園、児童館、図書館、区民集会室、区民住宅、職員住宅で構成される複合施設として、（仮称）四番町公共施設を四番町の1、四番町の11で整備工事を進めているところでございます。

この整備の期間中なのですが、四番町保育園と児童館につきましては、平成28年11月から民間の土地をお借りして仮施設を設置してるところでございます。一方で、その土地の契約期間が、令和5年3月末日、来年3月末日で満了することとなっております。一方、先ほど申し上げた施設の整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大ですとか、それに伴います資器材の不足、旧住宅のほうの居住者の方々の転居への影響、それから建築物にアスベストが含有しているということもございまして、工事期間が延伸しまして、竣工予定が令和8年8月ということが今予定されているところでございます。

こうしましたことから、令和5年4月以降も、保育園・児童館それから学童クラブを継続していくために、教育委員会事務局でこれまで、区有地ですとか民間物件など代替となる箇所を探して検討を重ねつつ、現在お借りしている土地の借り受け期間延長の申入れの協議を重ねてきたところでございます。今般、現在の仮施設を設置している土地の貸借期間が延長できるという見通しが立ちましたことから、今後手続を進めていくこととなりましたため、今こうして、口頭ではありますが、ご報告さしあげるものでございます。

スケジュールとしてなのですが、土地の使用貸借期間の延長に関する書面、これを9月中にできれば取り交わすという予定で、今調整を図っているところです。また、建物はリースなのですが、こちらに関する契約の延長の協議もこれから進めていく予定でございます。また、現在使用している建物設備については、数年たっているということもございまして、点検ですとか、そういった箇所の補修も考えているところでございます。

なお、保育園ですとか学童に関しましては、例年、入会の案内の作成が8月から10月頃にかけて行われることになっておりますことから、そうした関係各所とも連携を機密に取りながら、そごがないように努めてまいりたいと

思っております。

なお、本来の（仮称）四番町公共施設の現況でございますが、こちらも口頭で申し訳ありません。北側に1棟、南側2ということで、それぞれ今まで建物があったのですが、北側の建物につきましては、躯体の解体工事、それから南側の建物については擁壁の解体工事を今行っているところでございます。これで9月中旬、今ぐらいからなのですけれども、今度は南棟の基礎解体工事を予定しているところでございます。今後、解体工事を進めまして、山留め工事ですとか、地下、地上の新築工事、それから外構工事といった流れで、令和8年8月竣工予定ということで進めていく予定でございます。

長々と申し訳ありません。ご報告は以上でございます。

堀米教育長

代替地のいろいろ交渉のほう、ありがとうございます。また、契約等、はっきりした契約といたしますか、はっきりした時点でまたご報告ということかと思えます。

子ども施設課長

はい。

堀米教育長

これについてはいかがでしょう。

金丸委員。

金丸委員

今のお話を聞くと、令和5年3月末までの契約だったけれど、令和9年3月末まで延長するというようなご予定と伺ってよろしいのでしょうか。

子ども施設課長

延長は令和9年9月まで延長をさせていただくことで調整をしているところでございます。令和8年中に出来上がったとしても、それから、様々な複合施設ですので、いろいろな移転が絡んでくるということと、やはり保育園児とかといったお子さん方の施設なので、年度替わりなどをめどに移転をしていくのがいいのではないかとということも考慮して、あと、終わった後に解体などもする期間もあるのですけれども、そういったものも加味して、令和9年9月末というふうに今進めているところでございます。

堀米教育長

はい。ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。それでは、教育委員さんから情報提供がございましたら、お願いします。

金丸委員

もう、かなり古い情報ではあるのですが、千葉県で教育委員会のコンピューターにウイルスが入って、いわゆるお金を要求する形のウイルスが入って、それについての対策をしているという記事が、これは8月27日に共同通信で配信しております。ランサムウェアなどはそうですけれども、なぜこれを出すかという、千代田区の場合にこれに対する対策はどの程度できているのかとか、場合によっては、一般的に先生方見られるようなものとは別個に、このデータを別のところに保存しておいて、そういうことが起きてもすぐに対応できるような、そういうような準備をなされているのかどうか、その点はどうなのだろうかと、これを出させていただきました。

堀米教育長

ありがとうございます。セキュリティの問題。

では、指導課長、すみません、お願いします。

指導課長 はい。指導課長です。

情報提供ありがとうございます。本件につきまして、千代田区の対応といたしましては、まずウイルス対策ですとか、フィルタリングソフト等々の基本的な対策はしてございます。また、ここで言われているような成績等の個人情報ネットワークは、外部から接続できないために安全というふうを考えております。さらに、こういったところに感染してしまった場合でも、委員ご指摘のように、別のバックアップのところから復旧が可能となっておりますので、安全・安心ではないかというふうに認識しております。

金丸委員 ちなみに私が思っているのは、多分、千代田区は大丈夫だと思いつつも、何でここはこんな簡単に入られてしまったのだろうかということ。つい先日も、たしかeガバメントでしたか、もやられていましたよね。だから、要するに安全だと思っていること自身が本当に安全なのかということ、よくよく考えて対応しないと駄目な時代になったのかと、そういう警告なのだろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

指導課長 くれぐれも注意してまいりたいと思います。

堀米教育長 常に危機感を持って、備えないと。ありがとうございました。

それでは、俣野委員から、情報提供がありましたら。視力低下の件ですか。

俣野委員 はい。まず、2点、今日はありまして、1点が、6月の時点で私ちょっとお話しさせてもらったと思うのですが、今、子どもの視力の低下というのが大分問題になっているらしいです。当時も、6月時点ですと、小6の2割が視力0.3未満というようなことが出ておりますのですけれども、それで、先日、9月6日の日本経済新聞の記事を見ますと、やはりこれは、学校のほうで、ある程度いろいろな形での指導が必要なのではないかという、浜松医大の先生のいろいろな提言があるので、そういう子どもの視力低下ということに対する何か対策というか、そういったものは、多分これからどんどん出てくるとは思うのですが、このところを一つ微力でも対応していただけたらいいのではないかと思います。

特にICTを使うことによって、やはり目を使うというのは非常に、これからデジタル教科書とかそういうのが出てきますので、そういうところの対応を何か先駆けてやっておいていただけるといいのかという感じを受けるのです。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。前回もこの話が出たとは思っております。

それについては、学務課長、お願いします。

学務課長 はい。学務課長でございます。

ただいまの、6月にもこの視力低下の問題についてはご質問を受けました。私ども学務課のほうとしては、また同じ話になります、恐縮ですが、視覚健診の際に、学校医の眼科の先生からそういった注意喚起等を促すように

ご指導いただいているという点が1点。それと、専門的知見から、各学校、眼科の学校医の先生から、養護教諭等といろいろと情報交換をしながら、視力の低下についての専門的な指導、助言を頂いていると。従前からそうしてはいますが、今後もさらにこういった学校医の眼科の専門的知見からの指導、ご助言を、子どもたちの学校生活の視力低下に反映してまいりたいというふうに考えているところでございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

俣野委員。

俣野委員

実際に、今、眼科の校医の先生の指導はあるのですが、実際授業の中で、あるいは教員の方々が、子どもに対して何かそういう指導をされているのかということなのでは。

堀米教育長

これについては、では、指導課長のほう。

指導課長

はい。指導課長です。

まず、ICTと視力の関係というところの前に、やはりこの視力については、子どもたちの姿勢ですとか、机、椅子の高さですとか、そういったところも多く関係はしてくるので、基本的にそういったところについては、入学当初、日々、指導しているところというふうに認識しております。

また、ICTの関係におきましても、学校でもルールをつくりまして、30分以上続けて見ないとか、30分見たら遠くを見るように授業中においても指導するとか、そういったところを基本的な授業内でのルールというのも定めているところでございます。

また、家庭での協力も大きいところから、各家庭ルールの策定ですとか、区でもリーフレットを作りまして、各ご家庭に配布しています。これにも30分に1回程度、20秒程度休めましょうというような話も記載させていただいているところでございます。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

私などは何か子どもの目を守るために、学校だけではなく家庭でも健康指導に取り組んでほしいと。どちらかというところ、家庭でのテレビやゲームのほう、時間的にはむしろ多いのかということもあって、両方で資料を提供しながら、家庭と連携していくか、考えて指導していくのが一番いいのかというふうに思っています。そこら辺についてはどうですか。

俣野委員

実際、日本人というのは、やはり眼鏡をかけている人が多いわけですね。やはり日本人の体質の中にそういうものがあるらしいので、そういうところで、これからますます出てくると思うので、そういうところ、家庭のほうの協力ということも促していただきたいと思います。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

もう1件ですね。では、金丸委員。

金丸委員

今、教育長もおっしゃったのだけれども、学校でのICTの使い方に関しては、きっと目を休めるような段取りは学校でしていると思うのです。問題

は、そうでない世帯でどうなのかと。例えば赤ちゃんがぐずると、仕事ができないからといって、スマホを渡して動画を見せるとか、そんなことを結構親がしているのですね。そういうふうに考えると、物すごい量を見ているだけではなくて、実は昔、我々が子どもの頃は、何かあったら遠くを見なさいといったけれど、やはり千代田区にいて遠くなどは見られない。というようなこともあるので、その辺のやはり心構えを相当家庭にも伝えないといけない。教育委員会の仕事というよりは、保健所だとかそういうところとタイアップしないと、とても進められないのではないかとこのところがある。

堀米教育長

ご意見をありがとうございます。

本当にいろいろなところと連携して、家庭も含めてですね。

俣野委員

何かそういう動きをしておいたほうが、「転ばぬ先」ではないですけど、これからますます近眼の人が結構多くなっていくのではないかとこの感じがします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

俣野委員

ありがとうございました。

堀米教育長

では、2点目のところで。

俣野委員

もう1点は、先日やはり7月のときにお話しさせてもらったのですが、やはりPTA活動というものに対して、すごく疑問を持つような方が結構出てきているというようなことを聞かせてもらったのですが、今、PTAの改革ということで、オンライン化や外注をするという、そんなようなことを今やっているところもあるらしいのですが、当区の場合、特に保護者の方の知的な水準が高いので、そういうことに対してやはりいろいろと改革とか、あるいはPTA不要論みたいなものが出てきてもおかしくないと思うのですが、その辺のところはどんな感じでしょう。

堀米教育長

はい。どうでしょう。

子ども総務課長

子ども総務課長です。PTA活動の支援をしているということで、私のほうからご回答させていただきます。

まず幼稚園については、やはり園児数の減に伴いまして、PTA活動の担い手が減少しているということで、PTAのほうで話し合っ、部会を削減したりとかしながら、どうにか乗り切っているという状況だと伺っています。

小学校については、やはり今までは全員そのまま加入という形を取っていたのですが、やはり任意加入にせざるを得ないというような課題を抱えているというふうに伺っています。ただ、一方、このコロナ禍で、オンラインでのPTAの各会議の開き方であるとかというのは、PTAの中で努力しているというふうに伺っています。ただ、オンライン環境、例えばWi-Fi環境を整備するに当たっての費用負担で、中には、お金がないわけではないけれども、クレジットカードのポイントをどう扱うとか、毎年毎年会長が替わるために名義変更しなければいけないという辺りについては、すごく面倒だというお話を伺っていて、それにはちょっと対応できる制度を探して、情

報提供したりというところで、その場その場の相談内容に応じてお話しさせていただきながら、一緒に考えるというような役割を持っているところがございます。

そのほかにも、例えばこの記事上で出ているPTA間での保護者間でのやり取りについて負担を感じているというようなことについては、今、現況は恐らく私的なLINEを活用してやり取りしているのですが、教育委員会ですぐーという保護者向けの連絡配信システムを導入していて、それは、PTA活動も情報交換できるような仕組みにも使えなくはないので、情報として提供して、PTAで選択していくというようなことを今やっているところでございます。

簡単ではございますが、現状については以上です。

俣野委員

ありがとうございました。

意識の問題として、町会活動もそうなのですが、そういうものに関わりたくないという、そういう意識が結構やはりあるので、それとイコールではないにしても、近いところで、やはりPTA活動の関わり方が、よく聞くではないですか、役員を決めるのに、もう成り手がなくて、本当にあみだくじが何かでやるとか、そんなようなことを聞いたりしますので、それこそこのICTを使いながら、こういうことをうまくフォローできたらいいのかということをおっしゃっていただきましたので、ちょっとその辺のところを問題提起させていただきました。

堀米教育長  
金丸委員

情報提供ありがとうございました。

すごく私自身が悩んでいるというか考えていることがあって、実は、PTA活動というけれども、先生方がそれに関わることが先生方の働き方改革と正反対になってしまう危険性がある。私立学校などは、もうPAのほうが多い状態ですよね。だけれども、学校教育の中にやはり家庭を巻き込まないといけない部分がいっぱいあるので、これからのそういう保護者を集めての団体はどうあるべきかという、ゼロからの検討もしておかないと、今までの問題点を一つずつ潰していったところで、ベースはもう大分変わってきているので、本気でその辺を検討することが必要ではないかというふうに思っています。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ほかに。

どうぞ、佐藤委員。

佐藤委員

PAというと、活動する、イベントをやることがPTAみたいに思われているんですけど、本当にPTAとして何をやるべきかということがちょっと今消えてきているかと思う。もちろんPTAでなくPAでも構わないので、何か問題が起きたときに、保護者がきちんと対応できるような組織というのも必要かと、そういうところはもう一度再認識したほうがいい。

あと一方、PTAに関わりたくてしょうがないという学校があるというのを、何か昨日ちょっとテレビでちらっと見て、どこだったか、それは校長先

生とPTA役員さんがすごく密に話をして、これでももっと参加したいという人が多くて大変、それも大変なのだというような話もあるので、いろいろ考え方の差が、本当にマイナスの声はすごく大きく聞こえてしまうのだけれど、実際プラスの声はどれくらいあるのかというのもちょっと分からないので。

俣野委員 希薄になっているというだけではないということなのか。やはり場所によっては結構PTA活動を一生懸命やりたいというような、そういう地域もあるということなのですか。

佐藤委員 やり方なのだと思います。

俣野委員 はい。

金丸委員 佐藤委員がおっしゃるように、PTAの本来のあるべき姿が見えなくなって、そこをきちんと押さえる必要があるのでしょうか。

昔は、私が子どもの頃には、今のいわゆる保護者の人たちが先生と一緒にあって、先生の給料を上げるデモまでやっていたという話を聞いていますので、そこまで一体化していると意味があるのかもしれないけれど、今や、そういう考え方よりは先生がたたかれる状態が多いもので。

俣野委員 何かいい形でできればいいですね。今おっしゃったような、そういうところがあるのであれば、本当に。

ありがとうございました。

堀米教育長 はい。情報をありがとうございました。

情報提供で、ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

本日の教育委員会は以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。